沖縄県の公文書管理

県庁での保存出り

総務私学課長は、所管課長と協議して、 保存期間満了文書の廃棄を決定し、公文 書館へ引き渡します。

| 各所管課での保管

①文書の保管・完結

20年保存文書

10 年保存文書

5年保存文書

3年保存文書

1年保存文書

各所管課で作成・収受した文書は、 業務の完結年度の**翌年度までは執務室** 内で保管されます。

その後文書分類表にもとづいて、1 年保存の第 5 種文書を除き**総務私学課** へ引継ぎます。



ト総務私学課 文書保存管理室での保存

②文書の保存期間 満了まで保存

文書保存管理主任は、各所管課から 引継ぎを受けた文書を、文書分類表で 定められた**保存期間**が満了するまで、 文書保存管理室で保存します。

文書編集保存規程(昭和49年11月10日訓令第38号)より



3廃棄の協議

保存期間が満了した文書は、協議の 上、**廃棄の決定**をします。

